

第8回（2024年）「健康な食事・食環境」認証に係る応募要項

目次

第1 本認証の趣旨	1
第2 対象	1
第3 認証基準の要件	1
第4 応募方法	1
第5 応募申請上の留意事項	2
1. 応募申込書	2
2. 応募申請書	2
1) 必須項目	2
2) オプション項目	7
3) 認証基準以外の工夫	12
第6 審査	13
1. 審査及び認証のプロセス	13
2. 審査スケジュール	13
3. 審査費用	13
4. 納付方法と納付期限	13
5. 減免申請	13
第7 認証	14
1. 認証方法	14
2. 認証時期と期間	14
第8 認証後の取扱い	14
1. 失効の届出	14
2. 一時停止	14
3. 変更の届出	14
4. 報告が必要な事項の届出	15
5. スマートミールの販売及び啓発等にかかる広告等情報発信について	15
6. 更新について	15
添付資料1 「健康な食事・食環境」の認証基準	16
添付資料2 スマートミールの基準	17
参考資料1 コンソーシアム 認証審査委員会名簿	18
参考資料2 厚生労働省生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事について(目安)	18

※今回の修正箇所を赤字表示

第1 本認証の趣旨

一般社団法人健康な食事・食環境コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という）（参考資料1）では、2015年9月に厚生労働省から出された、日本人の長寿をささえる「健康な食事」の普及に関する通知及びその中で示された「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」（参考資料2）を踏まえ、適切な情報提供及び食環境整備を推進しています。

具体的には、健康寿命の延伸に向けて、外食や中食（持ち帰り弁当など）でも健康に資する食事の選択がしやすい環境を整え、同時に適切な食事を選択するための情報提供の体制整備として、栄養バランスの良い食事を、継続的かつ健康的な環境（栄養情報の提供や受動喫煙防止等に取り組んでいる環境）で提供している店舗や事業所（以下、「店舗・事業所」という）を審査・認証する制度を立ち上げました。

本要項は、この「健康な食事・食環境」の認証及びその運用について、取扱いを定めたものです。

第2 対象

認証基準に適合した食事（スマートミール：Smart Meal）を、継続的かつ健康的な環境（栄養情報の提供や受動喫煙防止等に取り組んでいる環境）で提供している外食、中食（持ち帰り弁当）、給食部門の**店舗・事業所**が対象となります。

継続的な提供とは、期間を定めた提供ではなく、営業時間には、常に提供されていることを示します。ただし、営業日は毎日提供されていること（予約販売含む）が必要ですが、昼の時間帯のみや土日を除いた平日のみの提供でも、認証対象になります。

なお、スマートミールとは、健康に資する要素を含む栄養バランスのとれた食事（**主食・主菜・副菜のそろった食事**）の通称です。

第3 認証基準の要件

外食及び給食部門においては、必須項目7項目及びオプション項目18項目を含む25項目、中食部門においては、必須項目6項目及びオプション項目17項目を含む23項目のうち、必須項目を満たす場合には、☆（1つ星）の**店舗・事業所**として認証されます。

必須項目に加え、オプション項目の数により☆が増えます。オプション項目が5項目以上つく場合には、☆☆（2つ星）の**店舗・事業所**として、オプション項目が10項目以上つく場合には、☆☆☆（3つ星）の**店舗・事業所**として認証されます。具体的な認証基準は、添付資料1に示すとおりです。

第4 応募方法

1. 応募時期

2024年度：2024年1月1日～2月29日（応募は年に1回、毎年1月～2月になります）

更新は部門によって異なります。「**第8の6. 更新について**」をご確認ください。

2. 応募方法

応募は原則、WEBでの応募となります。ホームページ <https://smartmeal.jp/> にアクセスし、応募してください。

第5 応募申請（添付資料も含む）上の留意事項

1. 応募申込書（応募フォーム内の様式1）

応募店舗・事業所に関する基本情報について、様式1に必要な事項を入力してください。必須項目は原則、全て入力が必要となります。入力漏れ等がある場合には、審査対象外となる場合がありますのでご留意願います。なお、今後は、「応募店舗・事業所名」にお示しいただきました名称で、本制度ウェブサイトへの紹介や認証書の記名を行わせていただきます。

給食部門で複数の店舗・事業所を申請する場合、通常の「個別申請」と、本社等が複数の店舗・事業所をまとめて申請できる「一括申請」があります。一括申請が可能なのは、給食受託会社と同じであり、申請するオプション項目が同一の場合に限ります。

- ・個別申請：応募フォームの「応募店舗・事業所名」には給食受託会社に給食業務を委託している事業所名を、「協力・連携事業者・団体名」には給食受託会社名を記入してください。

- ・一括申請：応募フォームの「応募店舗・事業所名」には本社等の名称を、「提供店舗・事業所」には“別紙参照”と記入の上、リスト（「給食部門一括申請用リスト」）を作成し、一緒に提出してください。「協力・連携事業者・団体名」には給食受託会社名を記入してください。

2. 応募申請書（添付資料も含む）（応募フォーム内の様式2、様式3）

該当する認証基準の項目にチェックをするとともに、下記に示す視点や様式を参考に、応募申請書を作成してください。項目によっては説明資料等の提出が必要となりますので、それぞれの項目内容をご確認ください。

なお、メニューやカタログなど既存資料を添付資料とする場合には、資料番号を必ず記載し、アップロードしてください。

1) 必須項目

(1) スマートミールの基準

項目1：スマートミール（基準に合った食事）を提供している

スマートミールの基準（添付資料2）に合った健康な食事が提供されていることを確認する項目です。

外食・中食部門では、メニューが1種類でもあれば該当します。

給食部門では、日替わり、週替わり等、継続して異なるメニューを提供している必要があります。

「1つの定番メニュー」での応募はできません。

部門に関わらず、日替わりの場合、5メニュー、週替わり、月替わりの場合は、4メニューご提出ください。

該当するメニューの栄養成分等の情報をスマートミールの提供パターンを踏まえ様式3に入力の上、そのメニューの画像（写真）等及び、提出するメニューの栄養量の根拠となる資料（使用食材及び使用重量が示された栄養計算結果など：様式は不問）をアップロードしてください。

栄養計算には、喫食する栄養量をすべて含みます。たとえば、別添えの調味料も、喫食したとして計算に含みます。乾物は戻した重量で計算してください。

なお、カフェテリア形式で、主食・主菜・副菜といった単品を組み合わせるスマートミールを構成し、「おすすめメニュー」等として販売する場合も認証の対象となります。カフェテリア形式での

提供では、顧客がスマートミールの基準を満たしたメニューを選択しているか定期的なモニタリングを行う必要があります。ビュッフェ形式は、スマートミールの基準を満たした選択ができているかのモニタリングが難しいため、認証対象ではありません。

項目1 提出資料

- ① 様式3
- ② 様式3に示したメニューの栄養量の根拠（使用材料及び使用重量が示された栄養計算結果）
- ③ メニューの画像（写真）

スマートミールの料理・食品構成

- (1) エネルギー量は、1食あたり450～650kcal未満（通称「ちゃんと」）と650～850kcal（通称「しっかり」）の2段階とする。
※ただし、日本食品標準成分表2020年版（八訂）で、栄養計算を行う際の「しっかり」のエネルギー量の基準は、620～850kcalになります。
- (2) 料理の組み合わせの目安は、①「主食＋主菜＋副菜」パターン、②「主食＋副食（主菜，副菜）」パターンを基本とする。
- (3) PFCバランスが、食事摂取基準2015年版に示された18歳以上のエネルギー産生栄養素バランス（PFC% E；たんぱく質13～20%E，脂質20～30%E，炭水化物50～65%E）の範囲に入ることとする。
- (4) 野菜等（野菜・きのこ・海藻・いも）の重量は、140g以上とする。
- (5) 食塩相当量は、「ちゃんと」3.0g未満、「しっかり」3.5g未満とする。
- (6) 牛乳・乳製品、果物は基準に設定しないが、適宜取り入れることが望ましい。
- (7) 特定の保健の用途に資することを目的とした食品や素材を使用しないこと。

なお、上記(6)について、これらの食材をスマートミールの一部として用いた場合には、スマートミールの基準の総エネルギーやPFCバランス、食塩相当量に納める必要があります。オプション項目20及び21牛乳・乳製品、果物の提供に関する項目は、スマートミール以外での提供に関する項目です。詳細は、「2-2）オプション項目」でご確認ください。

項目2：スマートミールの情報を提供している

スマートミールとは何かを顧客に知っていただくために、スマートミールの基準に関する情報を**店舗・事業所**で提供していることを確認する項目です。

スマートミールの基準の情報がどのように**店舗・事業所**で常時提供されているのかを確認できる情報（資料や画像等）を提出してください。

なお、カフェテリア形式で、主食・主菜・副菜といった単品を組み合わせで「スマートミール」を構成して提供する場合には、その組み合わせの情報をどのように店舗で提供しているかを示していただくとともに、年に2回以上、その組み合わせがどのくらい選択されているかを確認していただく必要があります。その確認方法を具体的に提出してください。

スマートミールの基準に関する情報

該当商品の栄養情報ではなく、以下のとおりのスマートミールの情報になります。

- ①1食あたりのエネルギー量
「ちゃんと」1食あたり450～650kcal未満、「しっかり」650～850kcal（八訂の場合、620～850kcal）
 - ②主食，主菜，副菜がそろっていること
 - ③野菜等（野菜・きのこ・海藻・いも）の重量が140g以上含まれていること
 - ④食塩相当量が3.0g未満（あるいは3.5g未満）であること
- 上記情報とあわせて、該当商品が基準に合致していることを示すこと。

項目2 提出資料

①**店舗・事業所**で、スマートミールの基準等の情報提供をしていることがわかる写真等

(2) スマートミールのプロモーション**項目3：スマートミールに「おすすめ」と表示するなど、選択時にプロモーションされていることがわかる**

該当するスマートミールの商品に“おすすめ”と表示するなど、顧客の選択時に、スマートミール該当商品がわかるよう、スマートミールをプロモーションしていることを確認する項目です。

顧客にどのようにして、該当するメニューがスマートミールであることをプロモーションしているかが確認できる資料（チラシ、カタログや写真等）を提出してください。

項目3 提出資料

①顧客に該当メニューがスマートミールであることをプロモーションしているチラシ、ポスター、メニュー表等

項目4：スマートミールの選択に必要な栄養情報等を、店内、カタログ、注文サイト等メニュー選択時にわかるよう提供している

顧客が自分に適したスマートミールを選択できるよう、必要な栄養情報等が、店内、カタログ、注文サイト等メニュー選択時にわかるように提供されていることを確認する項目です。

スマートミールの選択に必要な栄養情報とは、スマートミールをとるために必要な個人（性、年齢、身体活動レベル等）の栄養必要量に関する情報のことであり、コラーゲンなど特定の成分の機能を説明する情報ではありません。下記の例を参考に、顧客が自分にあったメニューを選択できるよう、情報提供をしてください。また、これらの情報に加え、以下の内容は必ず入れてください。

※スマートミールだけで、健康になったり、生活習慣病が予防できるわけではありません。健康づくりには、スマートミールのような、栄養バランスのとれた食事を継続的に食べ、積極的に身体を動かし、禁煙、節酒を心がけるなど、適正な生活習慣が重要です。また、現在治療を受けておられる方は、主治医にご相談の上、スマートミールをご利用ください。

顧客の選択時にこれらの情報をどのように提供しているのかについて確認できる説明と資料（チラシ、カタログや写真等）を提出してください。

「スマートミールの選択に必要な栄養情報」の例 1

ちゃんと（450～650 kcal 未満）
栄養バランスを考えて「ちゃんと」食べたい一般女性の方向け

しっかり（650～850 kcal）（八訂の場合、620～850 kcal）
栄養バランスを考えて「しっかり」食べたい男性や女性の方向け

※日本人の食事摂取基準（2020年版）に掲載された一日の推定エネルギー必要量の1/3量を適正として考えた場合の例です。必要なエネルギー量は個人によって、また日々の活動量によって異なります。体重や体格の変化をみながら、食事の選択を調整しましょう。

※スマートミールだけで、健康になったり、生活習慣病が予防できるわけではありません。健康づくりには、スマートミールのような、栄養バランスのとれた食事を継続的に食べ、積極的に身体を動かし、禁煙、節酒を心がけるなど、適正な生活習慣が重要です。また、現在治療を受けておられる方は、主治医にご相談の上、スマートミールをご利用ください。

「スマートミールの選択に必要な栄養情報」の例2

	性別	年齢	身体活動レベル		
未 満 (450-650 kcal ち ゃ ん と)	女性	18-29 歳	身体活動レベルI (低い)		
		30-49 歳	身体活動レベルI (低い)		
		50-64 歳	身体活動レベルI (低い)		
			身体活動レベルII (ふつう)		
	65-74 歳	身体活動レベルI (低い)			
		身体活動レベルII (ふつう)			
		八 訂 の 場 合 (620-850 kcal し っ か り)	男性	18-29 歳	身体活動レベルI (低い)
				30-49 歳	身体活動レベルII (ふつう)
身体活動レベルIII (高い)					
50-64 歳	身体活動レベルI (低い)				
	身体活動レベルII (ふつう)				
	身体活動レベルIII (高い)				
65-74 歳	身体活動レベルI (低い)				
	身体活動レベルII (ふつう)				
	身体活動レベルIII (高い)				
	女性	18-29 歳	身体活動レベルII (ふつう)		
30-49 歳		身体活動レベルIII (高い)			
		身体活動レベルIII (高い)			
50-64 歳		身体活動レベルIII (高い)			
65-74 歳	身体活動レベルIII (高い)				

身体活動レベルI (低い)：生活の大部分が座位で、静的な活動量が中心の場合

身体活動レベルII (ふつう)：座位中心の仕事だが、職場内での移動や立位での作業・接客等、あるいは、通勤・買い物・家事、軽いスポーツ等のいずれかを含む場合

身体活動レベルIII (高い)：移動や立位の多い仕事への従事者、あるいは、スポーツ等余暇における活発な運動習慣を持っている場合

※一日の推定エネルギー必要量の 1/3 量を適正として考えた場合の目安です。自分のライフスタイルに合わせて3食の配分を考える参考にしてください。必要なエネルギー量は個人によって、また日々の活動量によって異なります。体重や体格の変化をみながら、食事の選択を調整しましょう。

※スマートミールだけで、健康になったり、生活習慣病が予防できるわけではありません。健康づくりには、スマートミールのような、栄養バランスのとれた食事を継続的に食べ、積極的に身体を動かし、禁煙、節酒を心がけるなど、適正な生活習慣が重要です。

また、現在治療を受けておられる方は、主治医にご相談の上、スマートミールをご利用ください。

(参考資料) 日本人の食事摂取基準 (2020年版)；厚生労働省 (平成27年9月) 生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の普及に係る実施の手引

項目4 提出資料

①顧客が自分に適したスマートミールを選択できるよう、必要な栄養情報を提供しているチラシ、ポスター、メニュー表等

(3) 「健康な食事・食環境」の運営体制

項目5：スマートミールを説明できる人が店舗にいる（中食の場合、問合せ窓口がある）

顧客がスマートミールについて質問したい時に対応できる人が**店舗・事業所**内にいる（中食の場合は問合せ窓口がある）ことを確認する項目です。

問い合わせ等があった場合の対応とは、メニューに情報提供していることを説明するといった一方的な情報提供ではなく、スマートミールについて、顧客とコミュニケーションをとりながら説明をすることを指します。

店舗・事業所における対応の体制に加え、実際に問い合わせ等があった場合にどのような形で対応しているのかについて確認できる資料（メニュー表、チラシ、ポスター、webサイト等）があれば提出してください。

項目6：管理栄養士・栄養士がスマートミールの作成・確認に関与している

管理栄養士・栄養士が、スマートミールの作成・確認に関与していることを確認する項目です。

本制度は、**店舗・事業所**の責任で届け出された応募内容について、基準を満たしているかを確認し認証する制度です。このため、スマートミールの質を担保するために、管理栄養士・栄養士の関与を基準の必須項目に含んでいます。スマートミールの質の管理は、認証された後も必要です。よって、担当する管理栄養士・栄養士が変更となった場合は、変更届が必要になります。

関与する管理栄養士・栄養士の氏名（複数いる場合にはその代表者）、所属先、登録・免許番号、連絡先（**電話番号**、**E-mail**）についてご明記ください。

項目7：店舗禁煙である ※外食・給食のみ該当項目

店舗・事業所内が禁煙であることを確認する項目です。

店舗・事業所内の禁煙状況が確認できる資料（写真等）を提出してください。紙巻きたばこはもとより、加熱式たばこなど新型たばこも含めて禁煙が必要です。店内に喫煙室を設置し分煙を行っている場合は、禁煙とはみなしません。また、建物全体が禁煙の場合、建物全体が禁煙であることや、禁煙がテナント入所の条件であるなどの説明文を作成し資料として提出してください。仮に、建物内が禁煙であることを確認できる資料がない場合には、**店舗・事業所**が入っている建物（管理会社）の名称及び所在地を明記してください。

項目7 提出資料

- ① **店舗・事業所**内の禁煙状況が確認できる資料（禁煙を示す店舗内写真等）

2) オプション認証基準

(1) スマートミールの展開

スマートミールの展開の項目は、スマートミールやスマートミールの提供状況をレベルアップする項目です。

項目 8：スマートミールの主食として、週 3 日以上、精製度の低い穀類を提供している

精製度の低い穀類を含む主食をスマートミールの主食として、提供していることを確認する項目です。

提供する日が限られている場合、週 3 日以上であれば、チェックできます。また、あらかじめ、精製度の低い穀類が主食としてセットされている以外に、選択肢として、精製度の低い穀類が設定されている場合も該当します。精製度の低い穀類とは、押し麦、玄米、五穀米等を指し、2 割程度配合されていることが必要です。主食の選択肢として提供する場合、主菜や副菜が同じであっても、様式 3 および根拠資料で、白飯、精製度の低い穀類の両方の栄養量を示し、両方ともスマートミールの基準を満たす必要があります。

精製度の低い穀類を含む主食が確認できる資料（レシピ、献立表等）を提出してください。

項目 8 提出資料

- ①精製度の低い穀類を含む主食が確認レシピ、献立表等

項目 9：スマートミールの主食として、精製度の低い穀類を提供していることがメニュー選択時にわかる

精製度の低い穀類を含む主食を提供していることがスマートミールのメニュー選択時にわかるように提供されていることを確認する項目です。

精製度の低い穀類を含む主食を提供していることを、どのように顧客のメニュー選択時に情報提供しているのかについて、確認できる資料（チラシ、メニュー表等）を提出してください。なお、「メニュー選択時にわかる」というのは、顧客がたずねなくても情報が何らか提供されていることを意味します。

項目 9 提出資料

- ①顧客が精製度の低い穀類を含む主食が提供していることがわかる資料（チラシ、メニュー表等）

項目 10：スマートミールの主食量を、選択または調整できることがメニュー選択時にわかる

スマートミールの主食量を選択または調整できることが、メニュー選択時にわかるように提供されていることを確認する項目です。なお、主食量については、スマートミールの基準（添付資料 2）の範囲内での選択または調整とします。

主食量に関する具体的な選択または調整内容に加え、その調整後も栄養量がスマートミールの基準内に入っていることを示す根拠資料を必ず添付の上、主食を選択または調整できることを顧客のメニュー選択時にどのように情報提供しているのかについて確認できる資料（写真等）を提出して

ください。

なお、「メニュー選択時にわかる」というのは、顧客がたずねなくても情報が何らか提供されていることを意味します。

主食のセルフサービスも認証の対象となりますが、その場合、顧客が間違いなく、自分で基準の量を盛れるよう、情報提供を含む環境（たとえば、ポスターやチラシで基準の量の情報を提供し、顧客が自身で量を測れるよう秤を置く）を整えてください。申請ではそのことを説明し、環境が整っていることを示す資料（写真等）を提出してください。

項目 10 提出資料

①顧客が主食量を選択または調整ができることがわかる資料（チラシ、メニュー、写真等）

項目 11：スマートミールの主菜の主材料として、週3日以上、魚を提供している

スマートミールの主菜の主材料として、週3日以上、魚を提供していることを確認する項目です。

提供する魚料理の内容について、メニューの栄養成分（様式3）を提出するとともに、主菜の主材料として、週3回以上、魚を提供していることが確認できる（写真等）を提出してください。

項目 11 提出資料

①週3日以上、スマートミールに魚を提供していることがわかる資料（メニュー表等）

項目 12：スマートミールの主菜の主材料として、週3日以上、大豆・大豆製品を提供している

スマートミールの主菜の主材料として、週3日以上、大豆・大豆製品を提供していることを確認する項目です。

提供する大豆・大豆製品の料理の内容について、メニューの栄養成分（様式3）を提出するとともに、主菜の主材料として、週3回以上、大豆・大豆製品を提供していることが確認できる情報（写真等）を提出してください。

項目 12 提出資料

①週3日以上、スマートミールに大豆・大豆製品を提供していることがわかる資料（メニュー表等）

項目 13：スマートミールに、栄養成分表示（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）を示している

スマートミールに該当する食事に栄養成分表示をしていることを確認する項目です。

表示項目としては、食品表示法に基づく栄養成分表示の義務化5項目（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）が該当します。なお、表示の順番は、エネルギー、たんぱく質、脂質（もし、飽和脂肪酸を示す場合、脂質の後）、炭水化物、食塩相当量（もし、野菜等重量を示す場合、食塩相当量の後）の順で示してください。

スマートミールに該当する食事の栄養成分表示の内容に加え、どのように表示しているのかについて確認できる資料（写真等）を提出してください。なお、栄養成分表示内に示す食塩の含有量は、塩分ではなく、「食塩相当量」の用語を用いてください。

項目 13 提出資料

①スマートミールの栄養成分表示の状況がわかる写真，メニュー表等

スマートミールに該当する食事に長崎県が公表している栄養成分表示項目に加え、

飽和脂肪酸の量に関する栄養成分表示を確認する項目です。示す際は、脂質の次に示してください。
スマートミールに該当する食事の飽和脂肪酸に関する栄養成分表示内容に加え、どのように表示しているのかについて確認できる情報（資料や写真等）を提出してください。

項目 14 提出資料

①スマートミールの栄養成分表示に飽和脂肪酸が示されている状況がわかる写真，メニュー表等

項目 15：スマートミールが1日2種類以上ある

スマートミールが1日2種類以上あることを示すことを確認する項目です。

該当するスマートミールが2種類以上あることを様式3に入力するとともに、メニューに関する資料（写真等）を提出してください。

2種類以上というのは、主菜が異なる場合を指します。主食量が異なる、主食が白米と雑穀米で選べる、副菜やデザートが選べるメニューであっても、主菜が同じ場合は、1種類になります。

項目 15 提出資料

①スマートミールが2種類以上提供されていることがわかるチラシ，メニュー表等

項目 16：スマートミールを選択するためのインセンティブがある

スマートミールの選択を促進するためのインセンティブを確認する項目です。インセンティブとは、他のメニューより安い、または、ポイントサービスがあるなどのお得感を指します。

スマートミールを選択するインセンティブの具体的な内容に加え、どのように推進しているのかについて確認できる資料（写真等）を提出してください。

項目 16 提出資料

①スマートミールの選択を促進するインセンティブがわかる資料（ポイントカード等）

項目 26：スマートミールの食塩相当量は、1食「ちゃんと」は2.5g未満、「しっかり」は3.0g未満である

第4回応募から追加された項目です。「日本人の食事摂取基準2020年版」において、食塩相当量の1日当たり目標量が、男性7.5g未満、女性6.5g未満と、2015年版に比べ0.5g低下したことに対応して、スマートミールのさらなる減塩をめざしていただくための項目です。「しっかり」の場合は食塩相当量3.0g未満、「ちゃんと」の場合は食塩相当量2.5g未満のスマートミールを提供する場合に該当します。根拠は、様式3で確認しますので、ここに根拠資料を付ける必要はありません。

なお、8訂で計算し、申請した「しっかり」620～650kcal未満の範囲にある献立で、項目26をチェックする場合、今後のさらなる減塩を見据え、食塩相当量は2.5g未満とします。

(2)「健康な食事・食環境」の推進

「健康な食事・食環境」の推進の項目は、スマートミール以外で、さらに「健康な食事・食環境」の推進に関わる項目です。

項目 17：メニューに漬物や汁物をつけない選択ができることができ、メニュー選択時にわかるように表示している

スマートミール以外のメニューに、漬物や汁物がつけられている場合に、漬物や汁物をつけない選択ができることが、メニュー選択時にわかるようになっていることを確認する項目です。

具体的なサービス内容に加え、そのサービス内容を顧客にどのように情報提供しているのかについて確認できる資料（写真等）を提出してください。なお、「メニュー選択時にわかる」というのは、顧客がたずねなくても情報が何らか提供されていることを意味します。

項目 17 提出資料

①顧客が漬物や汁物がつけられているメニューで、漬物や汁物をつけない選択ができることがわかるメニュー表等

項目 18：ソースやマヨネーズなどの調味料を別添えで提供している ※外食・中食のみ該当項目

スマートミール以外のメニューに、ドレッシング、ソースやマヨネーズなどの調味料を別添えで提供していることを確認する項目です。

別添えで提供している調味料の内容に加え、どのように別添えで提供しているのかについて確認できる情報（調味料が別添えで提供されている食事の写真等）を提出してください。

項目 18 提出資料

①ドレッシング、ソースやマヨネーズなどの調味料がつくメニューで、それらの調味料が別添えで提供されていることがわかるメニューの写真等

項目 19：野菜 70 g 以上のメニューを提供している（サラダバーを含む）

スマートミールとは別に、野菜の小鉢や野菜サラダなどの野菜（きのこ、海藻、いもを含む）のメニューを販売していることを確認する項目です。ただし、いも類等の炭水化物に偏ったメニュー（例：フライドポテト、ポテトサラダ、パンプキンサラダ）のみの場合、対象外になります。

単品メニューとして提供されている場合、提供する野菜の重量等を示す資料とどのように提供しているのかについて確認できる資料（写真やメニュー表等）を提出してください。

サラダバーとして、提供する場合も含まれますが、項目 19 をチェックする場合は、顧客が野菜 70 g 以上を選択できるよう、情報提供も行ってください。申請では、サラダバーで通常どのような野菜を提供しているかの資料とあわせて、顧客に 70 g 以上選択する情報提供を行っていることがわかる資料（店舗内の写真等）を提出してください。

項目 19 提出資料

- ①単品メニューの場合、含まれている野菜の種類と重量がわかる資料
- ②単品メニューの場合、提供方法がわかるチラシやメニュー表
- ③サラダバーの場合、通常提供されている野菜の種類がわかる資料
- ④サラダバーの場合、顧客が 70 g 以上を選択できる情報提供がわかる店舗内の写真等

項目 20：牛乳・乳製品を提供している

スマートミールとは別に、牛乳・乳製品の提供があることを確認する項目です。なお、容器入りで提供される場合の1回当たりの提供目安量は100～200gまたは100～200mlで、1メニュー（1商品）でカルシウム70mg含むものとしています。

提供されている具体的な内容に加え、どのように提供しているのかについて確認できる資料（材料と重量を示す資料、写真、メニュー表等）を提出してください。

項目 20 提出資料

①牛乳・乳製品が1メニュー・商品100～200gまたは100～200ml提供されている状況がわかる資料（材料と重量を示す資料、写真、メニュー表等）

項目 21：果物を提供している

スマートミールとは別に、果物を提供していることを確認する項目です。なお、シロップづけのものは除きます。また、容器入りあるいは丸ごとで提供される場合の1回当たりの提供目安量は100～200g（可食部で65g以上）です。

提供されている具体的な内容に加え、どのように提供しているのかについて確認できる資料（材料と重量を示す資料、写真、メニュー表等）を提出してください。

項目 21 提出資料

①果物が1メニュー・商品100～200g（可食部で65g以上）提供されている状況がわかる資料（写真やメニュー表等）

項目 22：減塩の調味料を提供している

この項目は、スマートミール以外のメニューでも、減塩を推進することを目的とした項目です。したがって、スマートミールで、減塩調味料を使用しても構いませんが、スマートミールのみで減塩調味料の使用した場合は、カウントできません。

スマートミール以外のメニューで用いる調味料に、減塩の調味料を提供している、減塩しやすい容器を用いた調味料を提供しているなどが該当します。

減塩調味料の具体的な内容に加え、どのように提供しているのかについて確認できる資料（栄養量を示す資料や減塩調味料が提供されている写真等）を提出してください。

項目 22 提出資料

①具体的な減塩調味料とどのように提供しているかが確認できる資料（栄養量を示す資料や減塩調味料が提供されている写真等）

項目 23：卓上に調味料を置いていない ※外食・給食のみ該当項目

卓上に調味料を置いていないことを確認する項目です。設置する具体的な調味料の内容に加え、どのように設置しているのかについて確認できる情報（調味料を卓上に設置していない写真等）を提出してください。

項目 23 提出資料

①卓上に調味料をおいていないことがわかる写真等

項目 24：食環境改善のための会議等を定期的に開催している

食環境改善のために会議等を定期的に開催していることを確認する項目です。食環境改善のための会議とは、スマートミールの開発及び普及啓発するために、関係者が集まって話し合う会議のことを指します。

過去の開催実績（日時、開催場所、参加者、検討事項等）について確認できる資料を提出、もしくは応募フォームに「会議の名称、参加者、開催日時、場所、検討事項（内容）」について記載してください。また、今後も定期的に開催することを説明してください。なお、定期的とは、年4回以上開催されていることを意味します。

項目 24 提出資料

①定期的に会議が開催されていることがわかる資料（例：給食委員会の年間スケジュール等）。

（過去の開催実績については、応募フォームへの「会議の名称、参加者、開催日時、場所、検討事項（内容）」の記載を以て、資料の提出に代えることができる）

項目 25：従業員に対し、事業所（会社）から食費の補助がある ※給食のみ該当項目

食費の補助とは、健康な食事・食環境の推進のために、利用者の負担を低減し、社員食堂の利用促進につながるよう利用者の購入価格を下げる補助があることを指します。

食費の補助がわかる資料を提出ください。

項目 25 提出資料

①食費の補助がわかる資料（従業員に対する案内等）

3) 認証基準以外の工夫

基準項目以外に工夫点やアピール点があれば、応募書類に情報等を提出しても構いません（☆の数にはカウントされません）。

第6 審査

1. 審査及び認証のプロセス

- 1) 事務局において応募書類を受け付けた後、技術審査委員会において形式・技術審査を行います。
- 2) 形式・技術審査の後、コンソーシアムにおいて認証店舗決定のための本審査を行います。

2. 審査スケジュール

形式・技術審査 3月～5月、本審査 6月（予定）

3. 審査費用

審査料は以下のとおりです。一括申請の場合、審査料は応募1件あたりの費用になります（認証書の発行も1枚になります）。また、応募にかかる費用は、応募者のご負担となります。

中小企業および小規模企業者 応募1件あたり 5,000円（税込）

大企業 応募1件あたり 10,000円（税込）

※中小企業基本法の中小企業の定義と小規模企業の定義はこちらでご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1（中小企業庁ウェブサイト）

※認証期間中の変更届については、☆数の変更を含め、従来通り審査料はかかりません。

4. 納付方法と納付期限

下記口座に応募した年の1月～4月末日までに、お振込みください。

※入金を確認できない場合は、コンソーシアム審査（本審査）を受けることができません。

銀行名：埼玉りそな銀行（0017） 支店名：坂戸支店（398） 預金種類：普通 口座番号：5636509
口座名義：シャ）ケンコウナシヨクジ シヨクカンキョウ コンソーシアム

5. 減免申請

以下の場合、審査料の減免が可能です。希望される店舗・事業所は応募様式に、理由とともに、申請ください。申請理由が技術審査委員会により適正と認められれば、審査料は減免されます。

- ①災害で被災した等の正当な理由で店舗・事業所が減免を申請した場合
- ②小規模企業者が、適切な理由を示して減免を申請した場合
- ③その他、技術審査委員会で認められた場合

第7 認証

1. 認証方法

「健康な食事・食環境」として認証された**店舗・事業所**には、**コンソーシアムの認証審査委員会を構成する団体名が明記された**認証書が交付されます。また、「健康な食事・食環境」の認証マークを利用することができます。利用に際しては、使用規定（ガイドライン）をよく**お読みください**。

2. 認証時期と認証期間

認証時期は毎年8月です。認証の有効期限は認証を受けてから2年間とします。

第8 認証後の取扱い

1. 失効の届出

認証した**店舗・事業所**について、次に掲げる事項が生じた場合には、認証を失効するものとするので、公式ウェブサイト専用フォームより、届出ください。

- (1) 認証を受けた**店舗・事業所**が解散等消失したとき
- (2) 認証を受けたスマートミールに合致した当該商品の製造・販売を中止したとき

2. 一時停止

諸事情により、スマートミールを提供できない場合、一時停止届を提出ください。一時停止期間も、認証**店舗・事業所**であることに変わりありませんので、スマートミール認証店舗としての広報や情報発信をお続けただいて構いません。再開する場合は、再開届をご提出ください。

一時停止期間中も、更新時期（2年ごと）が来たら、更新のご案内をさせていただきます。更新をされる場合、更新の手続きをお願いします。更新にも審査料が必要ですが、減免申請をご利用いただけます。一時停止期間中の更新は、1回までです。一時停止中、2回目の更新時期の時点で、再開できない場合、一度、失効届をご提出いただき、再開の目途が経ちましたら、再度、ご応募ください。

3. 変更の届出

認証**店舗・事業所**について、次のような変更事項があった場合には、公式ウェブサイト専用フォームより、変更届及び該当事項の変更後の内容を様式や添付資料などとあわせて提出してください。

- (1) 認証を受けた**店舗・事業所**（名称及び主たる事務所の所在地）の同一性が確保されている範囲内で変更された場合
- (2) 関与している**管理栄養士・栄養士が部署を異動された場合**
- (3) **異動等により関与している管理栄養士・栄養士を変更された場合**
- (4) 認証を受けた内容に変更は生じない範囲で変更があった場合

（例：スマートミールとして販売するメニューの追加、**オプション項目の増減、栄養情報の修正等**。ただし、☆の数が増える場合のメニューやオプション項目の追加はコンソーシアムの審査が必要となるため、認証応募時期と同様、年1回となります。☆の数を変更する変更届は、**外食・中食部門は1月～2月、給食部門は3月に受け付けます。星の数が減る場合は、その都度、変更を受け付けます。**変更届については、☆数の変更を含め、従来通り審査料はかかりません。）

4. 報告が必要な事項の届出

本制度の運用に当たって必要な国内の各種法令に関する遵守違反等（例：食中毒事案（食品衛生法違反）、優良誤認表示事案（景品表示法違反）等）が認証を受けた**店舗・事業所**において発覚した場合には、事務局にその旨を至急連絡してください。

5. スマートミールの販売及び啓発等にかかる広告等情報発信について

「健康な食事・食環境」の認証に当たって、表示及び広告をする際には、関連する国内の各種法令を遵守するとともに、その広告等情報は認証を受けた内容の範囲内にとどめるなど留意が必要です。特に、スマートミールに関する販売及び啓発に当たっては、誇大な表示等をする事が無いよう充分ご留意ください。

6. 更新について

認証後2年経ったら、更新対象となります。更新対象の**店舗・事業所**には、更新のお知らせをいたしますので、手続きをお願いいたします。また、☆の数が増える変更では、認証**店舗・事業所**と同様、コンソーシアムでの審査を行います。更新の認証時期も、新規応募の認証と同じ、毎年8月になります。

更新も審査料が必要になります。審査料は以下のとおりです。ただし、減免制度も設けています。減免申請をされる場合、申請書に理由をご記入ください。

中小企業および小規模企業者 更新1件当り 5,000円

それ以上の規模の**企業者**（大企業） 更新1件当り 10,000円

※中小企業基本法の中小企業の定義と小規模企業の定義はこちらでご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1（中小企業庁ウェブサイト）

下記の口座に**更新する年**の1月～3月末日までに、お振込みください。

※入金を確認できない場合は、コンソーシアム審査（本審査）を受けることができません。

銀行名：埼玉りそな銀行（0017） 支店名：坂戸支店（398） 預金種類：普通 口座番号：5636509

口座名義：シャ）ケンコウナシヨクジ シヨクカンキョウ コンソーシアム

次の場合、審査料の減免が可能となります。希望される**店舗・事業所**は更新フォームに、理由とともに、申請ください。申請理由が**技術審査委員会**により適正と認められれば、審査料は減免されます。

①災害で被災した等の正当な理由で**店舗・事業所**が減免を申請した場合。

②小規模企業者が、適切な理由を示して減免を申請した場合

③その他、**技術審査委員会**で認められた場合

なお、変更届については、☆数の変更を含め、従来通り審査料はかかりません。

【応募に関する問い合わせ先】

一般社団法人健康な食事・食環境コンソーシアム事務局 E-mail: info@smartmeal.jp

「健康な食事・食環境」公式ウェブサイト <https://smartmeal.jp/>

「健康な食事・食環境」の認証基準

添付資料 1

必須項目を満たす場合・・・ ☆
 必須項目に加え、オプション項目が5項目以上つく場合・・・ ☆☆ のつく店舗・事業所として認証
 必須項目に加え、オプション項目が10項目以上つく場合・・・ ☆☆☆

	カテゴリ名	項目 No と項目名	外食	中食	給食
必須項目	スマートミールの基準	1 スマートミール(基準に合った食事)を提供している	○	○	○
		2 スマートミールの情報を提供している	○	○	○
	スマートミールのプロモーション	3 スマートミールに「おすすめ」と表示するなど、選択時にプロモーションされていることがわかる	○	○	○
		4 スマートミールの選択に必要な栄養情報等を、店内、カタログ、注文サイト等メニュー選択時にわかるよう提供している	○	○	○
	「健康な食事・食環境」の運営体制	5 スマートミールを説明できる人が店内にいる(中食の場合、問合せ窓口がある)	○	○	○
		6 管理栄養士・栄養士がスマートミールの作成・確認に参与している	○	○	○
		7 店内禁煙である	○	-	○
オプション項目	スマートミールの展開	8 スマートミールの主食として、週3日以上、精製度の低い穀類を提供している	○	○	○
		9 スマートミールの主食として、精製度の低い穀類を提供していることがメニュー選択時にわかる	○	○	○
		10 スマートミールの主食量を、選択または調整できることがメニュー選択時にわかる	○	○	○
		11 スマートミールの主菜の主材料として、週3日以上、魚を提供している	○	○	○
		12 スマートミールの主菜の主材料として、週3日以上、大豆・大豆製品を提供している	○	○	○
		13 スマートミールに、栄養成分表示(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量)を示している	○	○	○
		14 スマートミールの栄養成分表示に、飽和脂肪酸の量を示している	○	○	○
		15 スマートミールが1日2種以上ある	○	○	○
		16 スマートミールを選択するためのインセンティブがある	○	○	○
	26 スマートミールの食塩相当量は、1食「ちゃんと」は2.5g未満、「しっかり」は3.0g未満である	○	○	○	
	「健康な食事・食環境」の推進	17 メニューに漬物や汁物をつけないことができ、メニュー選択時にわかるように表示している	○	○	○
		18 ソースやマヨネーズなどの調味料を別添えで提供している	○	○	-
		19 野菜70g以上のメニューを提供している(サラダバーを含む)	○	○	○
		20 牛乳・乳製品を提供している	○	○	○
		21 果物を提供している(シロップづけを除く)	○	○	○
		22 減塩の調味料を提供している	○	○	○
		23 卓上に調味料を置いていない	○	-	○
24 食環境改善のための会議等を定期的開催している		○	○	○	
25 従業員に対し、事業所(会社)から食費の補助がある		-	-	○	
対象基準項目			25	23	25

スマートミールの基準

添付資料 2

スマートミールとは、健康に資する要素を含む栄養バランスのとれた食事のことを指します。スマートミールの基準は、厚生労働省の「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」(平成 27 年 9 月)を基本としています。その他、食事摂取基準や健康な食事に関連する研究結果(エビデンス)を参考にしています。

- (1) エネルギー量は、1食当たり 450~650 kcal 未満(通称:「ちゃんと」と 650~850 kcal(通称:「しっかり」)の2段階とする。(ただし、八訂で計算した場合、「しっかり」は 620~850 kcal)
- (2) 料理の組み合わせの目安は、下記①と②の2パターンを基本とする。
 - ①「主食+主菜+副菜」パターン
 - ②「主食+副食(主菜, 副菜)」パターン
- (3) PFC バランスが、食事摂取基準 2020 年版に示された、18 歳~49 歳のエネルギー産生栄養素バランス(PFC%E; たんぱく質 13~20%E, 脂質 20~30%E, 炭水化物 50~65%E)の範囲に入ることとする。
- (4) 野菜等(野菜・きのこ・海藻・いも)の重量は、140 g 以上とする。
- (5) 食塩相当量は、「ちゃんと」3.0 g 未満、「しっかり」3.5 g 未満とする。
- (6) 牛乳・乳製品、果物は基準を設定しないが、適宜取り入れることが望ましい。
- (7) 特定の保健の用途に資することを目的とした食品や素材を使用しないこと。

【1食当たりの提供エネルギー量(2段階)による分類】

① 「主食+主菜+副菜」パターン

区分	食品等	「ちゃんと」 450~650 kcal 未満	「しっかり」 650~850 kcal (八訂の場合、620~850 kcal)
主食	飯, めん類, パン	飯の場合 150~180 g (目安)	飯の場合 170~220 g (目安)
主菜	魚, 肉, 卵, 大豆製品	60~120 g (目安)	90~150 g (目安)
副菜 1 (付合せ等)	野菜, きのこ, いも, 海藻	140 g 以上	140 g 以上
副菜 2 (小鉢・汁)			
食塩	食塩相当量	3.0 g 未満	3.5 g 未満

注) 副菜は、副菜 1 を主菜の付合せ等とし副菜 2 を独立した小鉢とする方法、あるいは副菜 1 と副菜 2 を合わせて 1 つの大きな副菜とする方法など、メニューにより自由に工夫をしても構いません。

② 「主食+副食(主菜, 副菜)」パターン

区分	食品等	「ちゃんと」 450~650 kcal 未満	「しっかり」 650~850 kcal (八訂の場合、620~850 kcal)
主食	飯, めん類, パン	飯の場合 150~180 g (目安)	飯の場合 170~220 g (目安)
副食 (主菜, 副菜, (汁))	魚, 肉, 卵, 大豆製品	70~130 g(目安)	100~160 g (目安)
	野菜, きのこ, いも, 海藻	140 g 以上	140 g 以上
食塩	食塩相当量	3.0 g 未満	3.5 g 未満

これらの料理構成と食品の数値は、給食受託会社 4 社の 1 カ月間の“ヘルシーメニュー”提供献立を分析し、1 食中及び料理(皿)ごとの食材の平均使用量、また各食品群における各食材の使用構成比率より求めた荷重平均成分値をもとに算出しています。

(参考資料1)

参考資料

一般社団法人健康な食事・食環境コンソーシアム 認証審査委員会名簿

- ・ 特定非営利活動法人日本栄養改善学会
- ・ 一般社団法人日本がん予防学会
- ・ 一般社団法人日本給食経営管理学会
- ・ 一般社団法人日本健康教育学会
- ・ 特定非営利活動法人健康経営研究会
- ・ 特定非営利活動法人日本高血圧学会
- ・ 一般社団法人日本公衆衛生学会
- ・ 一般社団法人日本腎臓学会
- ・ 一般社団法人日本糖尿病学会
- ・ 一般社団法人日本動脈硬化学会
- ・ 一般社団法人日本肥満学会
- ・ 公益社団法人日本補綴歯科学会

(50音順, 2023年5月現在)

(参考資料2)

(別紙)

生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事について(目安)

	一般女性や中高年男性で、生活習慣病の予防に取り組みたい人向け 650kcal未満	一般男性や身体活動量の高い女性で、生活習慣病の予防に取り組みたい人向け 650～850kcal
主食 (料理Ⅰ) の目安	穀類由来の炭水化物は40～70g	穀類由来の炭水化物は70～95g
主菜 (料理Ⅱ) の目安	魚介類、肉類、卵類、大豆・大豆製品由来のたんぱく質は10～17g	魚介類、肉類、卵類、大豆・大豆製品由来のたんぱく質は17～28g
副菜 (料理Ⅲ) の目安	緑黄色野菜を含む2種類以上の野菜(いも類、きのこ類・海藻類も含む)は120～200g	緑黄色野菜を含む2種類以上の野菜(いも類、きのこ類・海藻類も含む)は120～200g
牛乳・乳製品、果物の目安	牛乳・乳製品及び果物は、容器入りあるいは丸ごとで提供される場合の1回提供量を目安とする。 牛乳・乳製品:100～200g又はml(エネルギー150kcal未満*) 果物:100～200g(エネルギー100kcal未満*) *これらのエネルギー量は、650kcal未満、または650～850kcalに含めない。	
料理全体の目安	<p>〔エネルギー〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○料理Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを組み合わせる場合のエネルギー量は650kcal未満 ○単品の場合は、料理Ⅰ:300kcal未満、料理Ⅱ:250kcal未満、料理Ⅲ:150kcal未満 <p>〔食塩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○料理Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを組み合わせる場合の食塩含有量(食塩相当量)は3g未満(当面3gを超える場合は、従来品と比べ10%以上の低減) ○単品の場合は、食塩の使用を控えるにすること(当面1gを超える場合は、従来品と比べ10%以上の低減) <p>※1 エネルギー、食塩相当量について、見えやすいところにわかりやすく情報提供すること</p> <p>※2 不足しがちな食物繊維など栄養バランスを確保する観点から、精製度の低い穀類や野菜類、いも類、きのこ類、海藻類など多様な食材を利用することが望ましい</p>	<p>〔エネルギー〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○料理Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを組み合わせる場合のエネルギー量は650～850kcal未満 ○単品の場合は、料理Ⅰ:400kcal未満、料理Ⅱ:300kcal未満、料理Ⅲ:150kcal未満 <p>〔食塩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○料理Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを組み合わせる場合の食塩含有量(食塩相当量)は3.5g未満(当面3.5gを超える場合は、従来品と比べ10%以上の低減) ○単品の場合は、食塩の使用を控えるにすること(当面1gを超える場合は、従来品と比べ10%以上の低減) <p>※1 エネルギー、食塩相当量について、見えやすいところにわかりやすく情報提供すること</p> <p>※2 当該商品を提供する際には、「しっかりと身体を動かし、しっかり食べる」ことについて情報提供すること</p>

(引用) 「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安の普及について」別紙(厚生労働省健康局長通知,平成27年9月9日)